

**郷田コミュニティ協議会・自主防災会  
防災計画**

**令和 5 年 8月**

# 郷田コミュニティ協議会・自主防災会 防災計画

## 1. 目的

この計画は、郷田コミュニティ協議会・自主防災会（以下「本会」という。）の防災活動に必要な事項を定め、もって水害、火災、地震、風害、雪害等の災害による、人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 情報の収集伝達に関する事
- (5) 出火の防止及び初期消火に関する事
- (6) 救出救護に関する事
- (7) 援護者の支援に関する事
- (8) 避難誘導に関する事
- (9) 給食給水に関する事
- (10) 防災資機材の備蓄及び管理に関する事

## 3. 組織編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、本会に次の班を置く。

- (1) 本部  
本会の運営、防災関係機関との連絡調整、被害情報の収集と伝達
- (2) 水防・消火班  
初期水防、消火活動
- (3) 救護・避難誘導班  
負傷者の救護、住民の避難場所への誘導と安否確認
- (4) 給食給水班  
食料・飲用水の備蓄・調達と炊き出し、分配

## 4. 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

- (1) 啓発事項
  - ア 本会及び防災計画に関する事
  - イ 災害の知識に関する事
  - ウ 避難経路、避難箇所に関する事
  - エ 各家庭における防災上の留意事項に関する事
  - オ その他防災に関する事
- (2) 普及啓発方法
  - ア 広報紙、パンフレット、ポスター等の配布、掲示
  - イ 講演会、座談会等の開催
  - ウ 防災コーナーの設置

### (3) 実施時期

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間等を実施する。

さらに、郷田地域地区民が実施する諸行事（敬老会・文化祭等）やサークル活動等に合わせて実施する。

## 5. 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

### (2) 個別訓練

個別訓練は、次の訓練とする。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出救護訓練

オ 給食給水訓練

### (3) 総合訓練

総合訓練は、上記(2)個別訓練のいずれかを行うものとする。

### (4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

### (5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中又は会長が必要に応じて実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

## 6. 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

### (1) 情報の収集伝達

本部は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集、確認し、必要な情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

### (2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、音声告知、電話、個別防災無線機、伝令等による。

## 7. 出火防止及び初期消火

### (1) 出火防止

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中に地域住民に、次の事項に重点をおいて点検整備するよう音声告知等で呼びかける。

ア 火気使用設備、器具の点検整備及びその周辺の整理整頓

イ 石油類等の危険物品の保管状況

ウ 消火器等消火資機材、火災報知器等の整備状況

エ その他建築物等の危険箇所の状況

### (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、自治会及び各家庭に消火器、水バケツ、消火砂等の消火資機材を配備する。

## 8. 救出救護

### (1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

本部は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関に出動を要請する。

(3) 負傷者が発生した場合

直ちに応急救護所へ搬送し、防災関係機関、医療機関に連絡する。

## 9. 避難誘導

火災の延焼拡大、土砂災害等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から警戒「レベル3：高齢者等避難」の避難情報が発令されたとき、又は会長が必要と認めたときは、会長は救護・避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

救護・避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

ア 避難経路

各自治会において設定、確認した避難経路

イ 避難場所

- 江津市役所（市の指定）
- 郷田地域コミュニティ交流センター（地区避難所）
- 本町地区（地区避難所）これから、申請予定。
- 金田地区（地区避難所）。法林寺・（江津市金田町イ 229

## 10. 給食給水

避難場所における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(3) その他の救援物資の受領と分配

給食給水班員は、生活必需品等の救援物資を受領し、分配する。

## 11. 防災資機材

防災資機材の備蓄及び管理に関しては、計画的に行う。また、毎年5月を本会が保有する全資機材の点検日とする。

## 12. 要配慮者について

(1) 要配慮者の把握

災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供される避難行動要支援者名簿を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員等と連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。

(2) 要配慮者の適切な避難誘導方法の検討

要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

(3) 災害直後の安否確認及び効果的な事後対応

要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民等が優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び救護・避難誘導班もこれに協働し支援を行う。

### **班編成及び任務分担割当**

(1) 本 部

本会の運営、防災関係機関との連絡調整、被害情報の収集と伝達

(初期ライフラインの復旧情報も含む)

【郷田コミュニティ協議会】【江津市社会福祉協議会・民生委員協議会】

【郷田地域コミュニティ交流センター】

【地元建設業者】【高浜自治会連合会】【本町・金田・島の星連合自治会】

【高浜ひまわりの会】

(2) 水防・消火班

初期水防、消火活動

【玉江分団】【本町分団】・**消防分団の活動は、江津市役所からの指示が優先する**

(3) 救護・避難誘導班

負傷者の救護、住民の避難場所への誘導と安否確認

【江津市社会福祉協議会・民生委員協議会】・【高浜自治会連合会】

【本町・金田・島の星連合自治会】

【玉江分団】【本町分団】【各地区の地域リーダー】

(4) 給食給水班

食料・飲用水の備蓄・調達と炊き出し、分配

【高浜ひまわりの会】【各班の応援者及びボランティアの方々】

(5) 地域リーダー班

地域リーダーは自主防災会の指示内容を担当地区住民へ伝達及び担当地区内の情報収集活動（安否確認含む）を行う。

【各地区の地域リーダー】・・・別紙名簿参照

●組織図・・・別紙参照